上界気流

2022年 新春号 Vol.60



(有)タックス·プラニング 谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5 TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196 HP: https://www.tax-plan.jp/E-Mail:tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

******** 目 次 *******

P1-2 新年のご挨拶

新入社員紹介

P3-5 税務関係

P6 インターン生紹介

P7 職員アンケート

旧 本年もよろ 年中 は 11 3 L < V お 3 とお世 令和 願 11 四 申 年 話 上げ になりま 元 ます。 旦 L た。





2022年



代表社員会長 谷 明憲

昨年はコロナに明け暮れた一年でした。 今年はコロナと上手く付き合って 乗り切っていく年になりそうです。 何なりとお手伝いさせて頂くので、 本年もよろしくお願いします。



本年もよろしくお願い致します



有限会社タックス・プラニング 代表取締役 吉田 均

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、4度目の緊急事態宣言の発出もありながら全国で大幅に感染者が増加しました。そして、相次ぐ自粛要請と休業要請のため、社会経済活動は停滞したままでした。

しかし、今後は、ワクチン接種や治療薬の開発、又IC T(情報通信技術)の更なる進展等により、新型コロナウイルス感染症の感染者数と景気への影響は徐々に和らいでくると考えられます。感染防止対策と社会経済活動の両立した取り組みにより、漸く経済にも明るい兆しが見えてきそうです。

私たちは、感染防止対策をしっかりと講じながら、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を生き抜くための「新たな日常」に向かうお客様企業のために全力でサポートいたす 所存でございます。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



谷税理士法人 代表社員 林田 士郎

新年あけましておめでとうございます。

2年にわたり私たちの仕事や生活に多大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症も、ワクチン接種の推進や治療薬の開発にメドがついた事により、ようやく出口が見えてきたように感じます。

しかし、この2年間で私たちの生活習慣や働き方も随 分と変化しました。

コロナ過で打撃を受けていたお客さまの中には、完全 に元通りにはならない方もいらっしゃるかもしれません。

世の中の変化に注視しながら一緒に頑張っていきま

本年もどうぞよろしくお願いします。

新入社員の紹介



外城 春花

<<mark>好きな言葉></mark> 大器晩成

<<u>今、はまっていること</u>> 美味しいうどん屋さんを探すこと

<<mark>好きな音楽></mark> Official髭男dism

<メッセージ>

早く慣れるように日々頑張りますのでよろしくお願いします。



2023年10月スタート インボイス制度とは?

インボイス制度とは「適格請求書等保存方式」のことをいいます。

2023年10月より、<u>税務署長に申請し、登録を受けた消費税の課税事業者</u>(以下、適格請求書発行事業者)が所定の記載要件を充たした請求書(インボイス)を保存することが仕入税額控除の要件となります。

消費税の納税額に影響!?

消費税の納税額は、原則、売上などに含まれる預かった消費税から仕入や経費で支払った消費税を控除して計算します。

今回の改正により、支払った消費税を控除するためには、消費税の課税事業者が所定の記載要件を充たし発行 した請求書を保存することが必要となります。

つまり買い手側は取引先から原則、インボイスを発行してもらう必要があり、適格請求書発行事業者以外の事業者や免税事業者などに支払った経費に含まれる消費税は控除することができなくなります*。

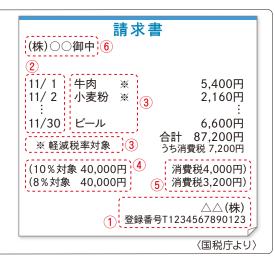
逆に、売り手側としては適格請求書発行事業者の登録を受けていないとインボイスが発行できず、取引先は消費税を控除することができなくなります*。
※経過措置あり

請求書はどう変わる?

適格請求書発行事業者は以下の事項が記載された請求書や納品書等を交付する必要があります。

太字の部分が現行の請求書に追加される項目です。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び 適用税率
- ⑤消費税額等 端数処理は一請求書あたり、税率ごとに1回ずつ
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称







どんな準備が必要?

◆ 課税事業者の方

①登録事業者番号の取得

インボイスを発行するためには所轄の税務署長に申請・登録し、適格請求書発行事業者になる必要があります。 2023年10月より登録を受けるためには2023年3月31日までに申請しなければなりません。 また登録した事業者は「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表される予定です。

--【登録申請のスケジュール】------

令和3年10月1日から 登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、 令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の受付開始

インボイス制度の導入

〈国税庁より〉

②インボイスに対応したレジや請求書発行システムへの移行

請求書などの記載方法が変わるため、現行のレジや請求書発行システムが対応するのかどうかを確認する必 要があります。

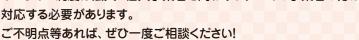
◆ 免税事業者の方

消費税の課税事業者になる必要があるのか?

現在、年間の売上が1,000万円以下の方は原則的に消費税の納税義務はありません。しかし、インボイスを発行 するためには、課税事業者になる必要があります。

そのため、そもそもインボイスを発行する必要があるのか、取引先への確認も含めて十分に検討する必要があり ます。

> インボイス制度は法人・個人事業者を問わず、すべての事業者の方が 対応する必要があります。







電子帳簿保存法が改正されました

令和4年1月1日施行

国税関係帳簿書類の電子帳簿等保存制度

電子的に作成した国税関係帳簿(総勘定元帳等)及び一定の国税関係書類(貸借対照表、損益計<mark>算書等)を電磁的記録(電子データ)として保存ができる制度につき、要件が緩和されました。</mark>

- ●これまでは制度を利用するには税務署長の事前承認が必要でしたが、事務負担の軽減のため不要とされました。
- ●正規の簿記の原則に従って記録される電子帳簿につき、電磁的記録の保存要件が緩和されました。 システム関係書類等及び見読可能装置を備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにした上で、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとすることで、電磁的記録による保存が可能です。
- ●一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿による保存を行い、その旨の届出書をあらかじめ提出した者は、優良な電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。

優良な電子帳簿…記載事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステムを利用してい<mark>る、通常の業務処理</mark>期間を経過した後に入力を行った場合に、その事実を確認できるシステムを利用している等の要件があります。

国税関係帳簿書類に係るスキャナ保存制度

契約書・領収書などをスキャンした電磁的記録で保存する制度につき、要件が緩和されるとともに、不正防止の担保措置が講じられました。



- ●税務署長の事前承認が不要とされ、また、スキャナで読み取る際の領収書等への自署も不要とされました。
- ●スキャンした電磁的記録は入力期間内(最長約2カ月と7営業日)にタイムスタンプを付与するか、同期間内に電磁的 記録について訂正・削除履歴が残るクラウドなどに保存すればよくなりました。
- ●検索要件の記録項目が①取引等の年月日、②取引金額、③取引先に限定されました。
 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合、範囲指定、組合せ条件検索機能も不要です。
- ●令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類について、定期的な同一性検査を行う必要がなくなり、適切にスキャナ保存・確認を行った後の紙の書類は即時に廃棄が可能になりました。
- ●スキャナ保存された電磁的記録に関連して改ざん等の不正があった場合は、重加算税を10%加重されることとなりました(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存についても同様)。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について、出力書面による保存をもって電磁的記録の保存に代える措置が廃止され、紙媒体で保存ができなくなりました。

電子取引の電磁的記録の保存には以下のいずれかの措置が必要となります。

取引先 自社 取引情報

メール等で受領・ネットトからダウンロード

- ① タイムスタンプが付与されたデータを受領
- ② 速やかにタイムスタンプを付与
- ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
- ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備付け

また、見読可能装置の備付け、検索機能の確保などの要件を満たす必要があります。

※令和3年11月30日時点の情報です。

安心できると、 新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。





京都税理士共済支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル3F) TEL 075-256-7102

CRCVIETE SICE!

8月23日から27日の5日間、 同志社女子大学の吉田さんと厳さんに 当事務所の月次業務を体験していただいたり 職員のほうから税金や年金の仕組みの 説明等を行いました!



今回のインターンシップを終えたお二人からコメントをいただきました!

谷税理士法人様で5日間インターンシップ実習 をさせていただき、社会で働くことや自分の価値 観はどのようなものなのかを体験し学ぶことが できました。

初めは非常に緊張しており無知な状態で参加し たため業務を体験することに不安を感じていま したが、分からない部分を質問しても優しく教え て下さり感謝しています。普段知らず知らずのう ちに支払っている税が何を目的として集められて いるのかということや、消費税・給与にかかる税 など身近なものから初めて聞く税もあり税の種 類は多く奥が深いなと感じました。税理士法人で の仕事は一日中椅子に座り同じような内容の業 務をすることだと勝手に想像していましたが、お 客様によって求めるものが異なるため、一人一人 に合った対応や、法律・税金・保険など多様な分 野の知識が必要になると分かりました。また、気 になる部分は職員さん同士で相談するなど協力 し合って仕事をしているのが印象的でした。

今回のインターンシップに参加させていただいた ことで税金についての知識が増え、お客様から預 かった資料をもとに沢山の人が関わり税金が納 められていることを実感しました。さらに社会の 一員として働く実感が持て自分の強みや弱みを 発見することができ充実した5日間を過ごすこと が出来ました。お忙しい中でも丁寧にご指導いた だき大変お世話になりました。ありがとうござい ました。(吉田さん)



谷税理士法人様で5日間インターンシップ実習 をさせていただき、私の目標であった簿記の知識 を活かした業務を体験することができ多くのこ とを学びました。

私自身、現在簿記の資格の勉強中で簿記の知識 が活かせる職場について知りたいという思いか らインターンシップに応募させていただきまし た。実際の業務では仕訳以外にも、消費税や車 検にかかる税の内容、給与にかかる税の内容な ど、すごく身近な税の仕組みや"なんで?"が明 らかになり、知れば知るほど日本の税の動きが 分かった気がして楽しくなりました。税金や入力 方法について何も知らない私にたくさんの方が、 一から丁寧に優しく教えていただき感謝していま す。今まで何気なく払っていた税金の根本的な理 由や使い道を知ることができて、新しい発見の 連続でした。

今回、直接お客様に関わることはありませんで したが、出納帳や製本の作成など間接的に関わ ることができました。また、毎朝の朝礼での心が けも今まで意識してこなかった"大切な当たり 前"に気づかされました。今回学ばせていただい たことを就職活動、そして今後の社会人生活に 活かせるよう日々を過ごしていこうと思います。5 日間大変お世話になりました。ありがとうござい ました。(厳さん)





